

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ジュエリーデザイナー協会（以下、「本会」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会の常勤役員は職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 本会の非常勤役員は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬額は、別表「常勤役員の報酬額」に定める額とする。

(講師謝金)

第5条 常勤役員がセミナー、シンポジウム等における講師を委嘱されたときは、別に定める講師謝金の支給の基準に従って講師謝金を支給することができる。

(費用)

第6条 本会は、役員が職務の遂行にあたって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 費用の額は、その職務執行の地域にかかわらず職務執行に要した費用の実費相当額の範囲内で支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人日本ジュエリーデザイナー協会の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表 常勤役員の報酬額

別表 1. 「常勤役員の年間報酬額」
600万円までの範囲内

講師謝金及び原稿料等支給基準細則 別表

■本会が主催する講演、技術指導に対する講師謝金

対象者	内容	講師謝金
協会内部講師		20,000円までとする (講演規模は下記と同様)
協会外部講師	専門業務に関する内容	60,000円までとする 1回の講演等(講演2時間程度・受講者30~60名程度)
	主に講演活動を職業とする依頼先	理事会にて検討(ケースバイケース)

※技術指導などの教材費は、別途実費支払い。

※旅費交通費別途実費支払い。

■本会が発行する書籍、機関誌等へ執筆する原稿料

対象者	内容	原稿料	
協会内部執筆者		機関誌、会報は内容に関わらず無料 有料書籍は有料、額はその都度検討する	
協会外部執筆者	専門業務に関わらない内容[注1]	基本的に無料 (必要な場合には、寸志5,000円前後)	
	専門業務に関する内容 [注2]	1/2頁	5,000円
		1頁	10,000円
		見開き2頁	15,000円
	主に執筆を職業とする依頼先	理事会にて検討(ケースバイケース)	

注1. 専門業務に関わらない内容 エッセイ、紀行文、その他

注2. 専門業務に関する内容 専門知識(デザイン、技法、流通、法律、その他)

1頁程度=原稿用紙(400字)の4枚~5枚

■本会が主催する公募展等の審査支払手数料

対象者	内容	審査支払手数料
協会内部審査員		内容に関わらず無料
協会外部審査員	公募展等の作品審査等 (審査講評含む)	60,000円/回

※旅費交通費別途実費支払い。